# Web 投資信託口座開設に関する特約

第 1 条【特約の適用範囲等】

1. この特約は、株式会社滋賀銀行（以下、「当行」といいます。）の証券振替決済口座管理規定第 3 条にかかわらず、お客さまが当行ホームページから申込みを行うことにより、投資信託口座を開設することができる旨、（以下、「本サービス」といいます。）本サービスの適用を受けるための条件、本サービスにより投資信託口座を開設するための手続き、および当該開設した投資信託口座に適用されるお客さまの権利義務に関する事項を定めるものです。

2. この特約は、「証券総合取引規定集」に記載の「証券振替決済口座管理規定」、「しがぎん　特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定」、「自動けいぞく（累積）投資約款」、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」、「『しがぎん』投信積立」規　定」（以下、総称して「取引規定集」といいます。）の一部を構成するとともに取引規定集と一体として取扱われるものとし、この特約の規定に基づき開設された投資信託口座については、この特約に別段の定めがない限り、取引規定集の適用を受けるものとします。

3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは取引規定集に従います。

第 2 条【本サービスお申込みの条件】

1. 本サービスによる投資信託口座の開設のお申込みは、投資信託口座の開設を希望される方ご本人が行う必要があります。本サービスをご利用いただけるお客さまは以下のすべてを満たす個人とさせていただきます。

① 当行で普通預金口座（キャッシュカードあり）をお持ちのお客さま
※個人事業主の方を除く

② 18 歳以上 75 歳未満の日本にお住まいのお客さま

③ 成年後見制度をご利用でないお客さま

④ 外国籍保有や外国法に基づく納税義務がないお客さま
※氏名にアルファベットを含むお客さまは本サービスのお申込みはできません。

⑤ 「外国の政府等において重要な公的地位にある方等（過去にその地位にあった方とそのご家族も含む）」に該当しないお客さま

⑥ 『しがぎん』ダイレクトおよび『しがぎん』ネット投信をご契約いただけるお客さま

⑦ 「マイナンバーカード」または「運転免許証および通知カード」の情報をご登録いただけるお客さま
※氏名、住所、生年月日等の変更手続きをされていないお客さまや当行へのお届け内

容と相違する場合は、本サービスからのお申込みはできません。
※「マイナンバーカード」「運転免許証」の有効期限が切れているお客さまはお申込みいただけません。

⑧　メールアドレスをご登録いただけるお客さま

2. 本サービスからお申込みいただける投資信託口座は、特定口座（源泉徴収あり）となります。
3. ご希望により非課税口座（以下、「NISA 口座」といいます。）をお申込みいただけますが、既に NISA 口座を開設済みの方（他の金融機関を含む）もしくは「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の添付を伴う NISA 口座の開設はお申込みいただけません。

４．本サービス申込に際して、新たに『しがぎん』ダイレクトをご契約いただくお客さまの申込代表口座は投資信託の指定預金口座と同一とさせていただきます。

第 3 条【本サービスによる投資信託口座開設等の手続き】

1. 「マイナンバーカード」または「通知カードおよび運転免許証」のいずれかにより、氏名、生年月日、住所、および個人番号について確認させていただきます。その他の書類は、本サービスではご使用いただけません。
2. マイナンバーカードまたは通知カードの情報を提供いただいたことにより、個人番号を告知いただいたものとします。
3. 投資信託口座開設（特定口座開設を含む）、NISA 口座開設のお申込みは、当行所定の申込書への記入に代えて、本サービスの申込画面に入力するものとします。
4. 本サービスによる投資信託口座開設のお申込みにおいて、届出印章（又は署名）による記名押印（又は署名）は省略します。
5. 投資信託口座の解約および届出事項の変更手続き等は窓口にて取扱い致します。窓口で手続きの際は本人確認資料（運転免許証またはマイナンバーカード）と指定預金口座のお届け印が必要となります。

第 4 条【自己責任の原則】

本サービスの利用にあたって、当行はお客さまが申込画面に入力された内容に従って投資信託の口座開設手続きを進めさせていただきます。お客さま情報の入力やお申込みにあたっては本サービスの特約及び Web 投資信託口座に関するご留意事項、各種規定等の内容を十分に理解いただき、お客さま自らの責任と判断において行うものとします。

第 5 条【開設された投資信託口座の利用開始】

1. 本サービスからお申込みされた投資信託口座は、当行で開設手続きが完了したのちに

利用いただくことができます。

2. 投資信託口座の開設手続きが完了しますと、ご登録いただいたメールアドレスへ口座開設完了のお知らせをお送りします。
3. 投資信託のお取引に関しては、『しがぎん』ダイレクトにログインいただき、『しがぎん』ネット投信のページからお手続きください。

第 6 条【本サービスに付随する書面の電子交付】

本サービスでは、お客さまへ交付する書面について、紙媒体に代えて電磁的方法により交付する場合があり、その場合においては本条、第 7 条、および「『しがぎん』ダイレクト利用規定　10. 投資信託取引サービス⑹電子交付サービス」（以下、「電子交付サービスにかかる規定」といいます。）によることとします。

第 7 条【電子交付の承諾およびお申込み】

お客さまは、本サービスのお申込みの際に、当行から電子交付を受けることを承諾したうえでお申込みされたものとします。電子交付のお申込みは、電子交付サービスにかかる規定第 3 号に記載の交付書面について一括して行うものとします。

第 8 条【口座開設の取消し、解約等】

1. 次の各号のいずれかに該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく投資信託口座の開設を取り止め、投資信託取引の停止、または投資信託口座を解約することができるものとします。

① お客さまが存在しないことが明らかになった場合、また投資信託口座が申込者の意思によらず、開設されたことが明らかになった場合

② 本サービスでお申込みいただいたお客さまが証券振替決済口座管理規定第 15 条に該当した場合

③ 住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となった場合

④ 本サービスでお申込みいただいた口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

2. 前項に基づき投資信託口座の投資信託取引の停止、投資信託口座の解約によってお客さまに生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、この停止、解約により当行に損害が生じたときは、お客さまは当行にその損害額を支払うものとします。

第 9 条【特約の変更】

1. この特約は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由

があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2. 変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その内容をご登録いただいたメールアドレスに通知するものとします。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、変更内容にご同意いただいたものとして取り扱います。
3. 前項の通知は、その方法に代えて、当行ホームページ上に掲示する方法等により行うことがあります。

以上

（2024 年 1 月 4 日現在）